

令和6年度 第1回山梨県公共事業評価委員会

- 1 日時：令和6年6月12日（水）10:30～15:30
- 2 場所：山梨県防災新館4階 407・408
- 3 出席者（敬称略）
（委員）有賀一広、内川義行、岡村美好、斉藤成彦、辻千鶴、堤大三、保坂ひとみ、馬籠純、宮川雅至、渡辺たま緒（50音順）
（県）県土整備部長、治山林道課・耕地課・道路整備課・都市計画課・住宅対策室職員（事務局）県土整備部総括技術審査監、林政部主幹、農政部主幹、県土整備部主幹、県土整備総務課職員
- 4 傍聴者等の数 0人
- 5 会議次第
 1. 開会
 - (1) あいさつ
 - (2) 委員の紹介及び事務局の紹介
 - (3) 委員長あいさつ
 2. 議事 議事録のページ
 - (1) 今年度の評価委員会のスケジュールについて P2
 - (2) 公開傍聴制度について
 - (3) 前年度の評価意見に対する県の対応方針・対応状況について P2
 - (4) 選定事業報告について
 - (5) 報告案件及び説明簡略化案件について
 - (6) 審議対象箇所の事業説明

事後7	県土	道路事業	(主) 韮崎南アルプス中央線（浅原橋）	P2
事後8	県土	住宅事業	県営住宅富士見団地	P4
事後1	林政	林道事業	林道源次郎線	P5
事後2	農政	中山間地域整備事業	大月北部	P6
事後3	農政	農道整備事業	東八中央東3期	P7
事後5	農政	農地整備事業	万力	P8
事前2	県土	街路事業	(都) 大手二丁目浅原橋線（若松町工区）	P10
 3. 閉会

6 議事概要

(1) 今年度の評価委員会のスケジュールについて

事務局より説明を行い、出席委員により確認された。

(2) 公開傍聴制度について

事務局より説明を行い、出席委員により確認された。

(3) 前年度の評価意見に対する県の対応方針・対応状況について

(説明省略)

○委員長：委員の皆様からご意見、ご質問をいただきたい。

○委員：なし。

(4) 選定事業報告について

(説明省略)

○委員長：委員の皆様からご意見、ご質問をいただきたい。

○委員：なし。

(5) 報告案件及び説明簡略化案件について

(説明省略)

○委員長：委員の皆様からご意見、ご質問をいただきたい。

○委員：なし。

(6) 審議対象箇所の事業説明

<事後評価事業>

事後7 県土 道路事業 【(主) 韮崎南アルプス中央線(浅原橋)】

(質疑応答)

○委員：旧橋は、河床の低下で橋脚が著しく不安定になったということであるが、新橋では河床低下に対してどのような対策を講じたのか。

●道路整備課：洗掘対策として、釜無川を管理している国土交通省が設定している最深河床高よりも深い位置まで橋脚の根入れ深さを確保した。

○委員：副次効果に「通行止めによる迂回に2倍以上の時間が必要な道路の解消」とあるが、新山梨環状道路南部区間に迂回する場合も時間はかかるのか。

●道路整備課：移動距離が長くなるので、移動時間は2倍以上の時間がかかる。

○委員：交差点改良により、交通渋滞は緩和したか。

●道路整備課：浅原橋東詰交差点は、全方向ともに必要な付加車線長を確保したため、交通渋滞は緩和した。また、浅原橋西交差点は、富士川町方面へ向かう左折車線を新設したことにより、交通がスムーズに流れるようになり、交通渋滞は緩和したと評価している。なお、(主)富士川南アルプス線からの流入交通については、別事業で右折車線長を延伸している。

○委員：歩道が整備された効果はどのようなものか。また、歩道はどのような人の利用が多いのか。

●道路整備課：主にJR身延線の東花輪駅に向かう高校生などの利用が多い。また、歩道は、拡幅によって自転車でも余裕を持ってすれ違いができるようになった。

○委員：歩道の利用状況がわかる写真があれば分かりやすいと思うので、橋梁上の写真を調書に添付してはどうか。検討をお願いしたい。

●道路整備課：承知した。

○委員：自動車の交通量が減っている原因は。

●道路整備課：ひとつは、山梨県全体として交通量が減少傾向にあるということ。

もうひとつは、新山梨環状道路南部区間が平成21年に供用開始されたことに伴い、交通転換が生じたことが考えられる。

○委員：河床洗掘の対策を講じたと説明されたが、現時点で浅原橋の橋脚周りや前後区間などの状況を把握しているか。

●道路整備課：年1回、橋梁部の河床を測量して河床変動をモニタリングしているが、大きな変動はみられない。

○委員：橋脚数が当時より減少しているが、耐震性には問題ないという理解でよいか。

●道路整備課：問題ない。

○委員：調書の1ページ目の赤の点線は、リニア中央新幹線のルートでよいか。

●道路整備課：そのとおりである。リニア中央新幹線予定ルートを示している。

○委員長：この事業に関しては、今後の事後評価の必要は特段ないという判断でよろしいか。

○委員：異議なし。

事後8 県土 住宅事業 【県営住宅富士見団地】

(質疑応答)

○委員：調書に記載されている8号館は改修されたのか。

●住宅対策室：今回は改修していない。

○委員：今回改修していないのであれば、調書から削除をした方が良いのでは。

●住宅対策室：承知した。

○委員：副次効果について、水源涵養機能の向上という説明があったが、場所としては富士川、芦川が近く、また排水場もある所なので、透水性舗装の実施で水源涵養機能の向上とまで言えるのか。それであれば、駐車場の排水性が改善されたなどと言った記載でもいいのでは。

●住宅対策室：透水性舗装であっても涵養機能の向上に一定程度の効果を上げていると考えている。

○委員：町営住宅と隣接しているとのことだが、これは町と連携した結果なのか。

●住宅対策室：本建替事業では、町と協議会を組織し連携を図った経緯はあるが、団地建設当初の状況は不明。なお、県内には県営の団地と市町村営の団地が併設されて整備されている箇所が多くある。

○委員：駐車場の利用率はどのくらいか。

●住宅対策室：稼働率でいうと7割程度である。

○委員：こんなに駐車場が要るのか。

●住宅対策室：立地上、公共施設や商業施設に行くにはどうしても車が必要であるため、整備方針としては、一戸あたり駐車場を一台設けることとしている。

○委員：入居率について、建替前の数値まで記載する必要はないのではないかと。

●住宅対策室：承知した。検討する。

○委員：1DK、2DK、3DKそれぞれの住戸タイプの入居率が知りたい。

●住宅対策室：この場では関係資料がないため、次回説明する。

○委員：本事業における内水氾濫等の対策はしているのか。対策をしているのであれば、調書に記載したほうがよいかと思う。

●住宅対策室：当該団地は高層階になっているため、片廊下式にしている。また、周辺住民の方々が当該団地へ上がれるようにしている。これらについて調書に記載を行うこととしたい。

○委員長：この事業に関しては、今後の事後評価の必要は特段ないという判断でよろしいか。

○委員：異議なし。

事後1 林政 林道事業 【林道源次郎線】

(質疑応答)

○委員：徒歩30分圏内で到達する範囲の算出の方法は。

●治山林道課：現場までの移動による作業員の疲労度を考慮し、現場到達後に効率的に森林整備の作業ができるエリアを徒歩30分圏内としている。森林内の平均歩行速度を30分当たり高低差200mとし、これを県内森林の平均傾斜32度を用いて水平換算して求めた距離(320m)を30分以内に到達できる範囲としている。

○委員：高低差200mのエリアについて、現地の状況を勘案したGISなどを用いた算出の仕方も検討の余地があると思うがいかがか。

●治山林道課：高低差200mの区域を地図上で確認したところ、水平換算した効果範囲と大きな差異は見られず、設定方法に問題はないと考えている。GISの活用は今後検討したい。

○委員：当該林道は未舗装となっているが、完成から5年経過した現在の状況はどうなっているか。また、排水対策などは実施しているのか。

●治山林道課：未舗装の林道になるため、雨の影響で若干えぐれてしまうこともあるが、適宜維持管理を行っており通行を確保している。

路面水については、概ね50mから100mの間に路面排水溝を設けて処理している。

○委員：調書2ページ 事業貢献度について、一般の方への説明と考えると、現在の調書

の内容では効果が伝わりにくいと思う。説明はとても分かりやすかったので、箇条書きにでもして説明の内容を書き加えるとよいと思う。

●治山林道課：一般の方向けに事業効果をアピールできるよう、調書の事業貢献度の説明内容を修正したい。

○委員：公益的機能については、便益をどのように評価しているか。

重要な便益なので調書の中に表現し、例えば表外に書き加える等したらよいと思う。

●治山林道課：水源涵養など公益的機能の維持増進にかかる複数の便益を森林整備経費削減便益の中で評価していることから、その旨を調書に追記したい。

○委員長：この事業に関しては、今後の事後評価の必要は特段ないという判断でよろしいか。

○委員：異議なし。

事後2 農政 中山間地域整備事業 【大月北部】

（質疑応答）

○委員：調書2ページ 着手時点と比べて費用が減っている理由で市民農園が減ったと記載されているが、代替施設とはどういった施設か。また、その市民農園は地元の人を使う予定だったのか、それとも外から来る人が使う予定だったのか。

●耕地課：大月市内にふれあい農園という市民農園がある。既存施設をさらに増設し活用を図る方針となったため、本事業では実施しないこととなった。市民農園は外から来る方が使うためのものである。

○委員：鳥獣害防止施設を多く設置しており、構造はネット状のものだと思うが、獣に壊されたりした場合などの、設置後の維持管理はどうしているのか。

●耕地課：鳥獣害防止施設の構造はシカ、イノシシの体当たりの荷重に加えて、イノシシの掘返しにも対応した構造にもなっている。

また、維持管理については、地元で管理組織を設立し猟友会とも連携しながら対応している。

○委員：調書4ページ 鳥獣害防止施設について、図面を見ると隙間が空いている所がある。施設を設置しようとしたが、用意の問題で出来なかったところなのか。

- 耕地課：隙間が空いている部分は、河川や生活道路等塞ぐことが困難な部分である。
- 委員：中山間地域は生産性の向上も大事だが、それ以上に農村の維持が大切と考える。そういった所をもっとアピールすべきではないか。公益的機能も表現できるようにした方がよい。
- 耕地課：記載について、検討する。
- 委員：農政としては、営農意欲の向上等の面で評価するのは仕方ないが、一方、農村の維持という役割もある。その旨を加えてほしい。
また、主要目標が農業所得増加となっているが、全く生産をしていなかった箇所が再開して増加したのか、生産をしていた箇所の生産性が上がって更に所得が増加したのか、どちらか。
- 耕地課：記載について、検討する。なお、元々、地域で営農している所の生産性が向上した箇所と、耕作放棄地が解消されたことにより営農を再開した箇所がある。
- 委員長：この事業に関しては、今後の事後評価の必要は特段ないという判断でよろしいか。
- 委員：異議なし。

事後3 農政 農道整備事業 【東八中央東3期】

(質疑応答)

- 委員：調書4ページ 図面における赤い破線箇所は何を表しているのか。
調書2ページ 費用対効果分析の「※東八中央東地区全体で算定」と記載されているが、具体的な内容を教えて欲しい。また、効果算定は東八中央東3期地区で行わないのか。
調書をわかりやすく表記して欲しい。
- 耕地課：図面の赤い破線箇所は過年度に実施した整備済の区間を表している。
今回は東八中央東3期地区であるが、全線開通したことにより地区全体の効果が発現されるため、東八中央東地区全体として算出した。
なお、記載方法については、検討する。
- 委員：調書4ページ 図面における赤い実線部分（東八中央東3期地区）について元々道路はあったのか。また、整備済の赤い破線の箇所は東八中央東3期地区完了前に供用されていたのか。

●耕地課：既存の道路はなく、新規に整備された道路である。整備済箇所については、一部供用していた。

○委員：歩道を設置しているが、地元の方が歩道を利用する効果は算定しているか。

●耕地課：歩道は便益として算出していない。

○委員：調書2ページ 費用対効果分析について、工期は平成8年からとなっているが東八中央東地区はいつから実施したのか。

●耕地課：東八中央東地区は平成3年から始まっている。

○委員：品質向上効果はどういう効果か。

●耕地課：作物を輸送する際の荷痛み防止の効果である。

○委員：調書6ページ 観光バス等が利用するのであれば、駐車できるようなスペースを計画できなかったのか。

●耕地課：国の補助金を活用した農道整備事業では駐車場整備は出来ない。駐車場を整備するのであれば、必要に応じて他の事業を活用する方法が考えられる。

○委員：調書4ページにある観光農園や展望台は他の事業で整備したものなのか。

●耕地課：今回の農道整備事業とは別で整備したものである。

○委員：景観がよく、多くの観光客が訪れるこの地区では、新規就農者が増えているのではないか。

●耕地課：地区の担い手の平均年齢は県全体の平均年齢より若いいため、地域に新規就農者が増えていると判断している。

○委員長：この事業に関しては、今後の事後評価の必要は特段ないという判断でよろしいか。

○委員：異議なし。

事後5 農政 農地整備事業 【万力】

(質疑応答)

○委員：区画整理3工区は図面上ではどの範囲か。また、区画整理3工区のエリア内には道路は整備しているのか。

●耕地課：農道1号と農道2号に挟まれた範囲が区画整理3工区である。区画整理3工区

のエリア内には、耕作道路として道路を整備している。

○委員：図面では「区画整理3」、写真では「区画整理3工区」と表記されているため、表記を統一してはどうか。また、区画整理の工区が隣接しているため、各工区の範囲を図面上でわかりやすく表記してはどうか。

●耕地課：表記を「区画整理3工区」に統一し、工区範囲の図面表記については検討する。

○委員：区画整理の説明で、図面の黄色着色部は「担い手」と表記されているが、その他の白い箇所は耕作放棄地なのか。また、「担い手」とは何か。

●耕地課：「担い手」とは市町村等から認定を受け、地域の中心となって農業を行っている農家である。図面中の白い箇所は担い手以外の農家が耕作を行っている農地であり、耕作放棄地ではない。

○委員：「担い手」は一般用語ではなくわかりにくいいため、始めに説明を加えるなどの工夫が必要である。

●耕地課：説明方法について、今後検討する。

○委員：調書2ページの施設老朽度について、対象としている施設は何か。施設耐用年数の30年は、材質によらず30年で固定なのか。

また、使用年数9年と着手時点の施設老朽度はどのように算出したか。

●耕地課：用排水路が対象であり、耐用年数は石積み水路は20年、コンクリート水路は30年である。

使用年数9年については、本事業で水路の整備をしてから現在までに経過した年数である。着手時点の施設老朽度については、既存水路の使用年数40年をコンクリート水路の耐用年数30年で割ることで算出している。

○委員：耐用年数が変わらないのであれば、耐用年数が向上したと言う説明でなく、表現を修正するべきではないか。

●耕地課：表現について、検討する。

○委員長：この事業に関しては、今後の事後評価の必要は特段ないという判断でよろしいか。

○委員：異議なし。

<事前評価事業>

事前2 県土 街路事業 【(都) 大手二丁目浅原橋線 (若松町工区)】

(質疑応答)

- 委員：調書3ページの位置図について、黒線が凡例にないがこれは整備済みか。
凡例に追加した方が良いのでは。
- 都市計画課：そのとおりである。調書の凡例に追加する。
- 委員：整備後に3車線になる理由は。
- 都市計画課：本事業区間は交差点の影響範囲となり、右折レーンを設けるためである。
- 委員：当該路線は複数事業が連続する路線としているが、新規事業を実施するにあたり、既整備事業のフィードバックする事項を具体的に調書に示すべきではと考える。
- 都市計画課：既整備事業で生じた課題を整理し、検討する。
- 委員：既整備区間の写真の追加や断面のつながりのわかりやすさの工夫をした方が良いのでは。
- 都市計画課：承知した。検討する。
- 委員：昨年度、当該路線の緑橋工区の事前評価をしている。この路線は細かく工区を分けている。当該路線の全体計画がわからないため教えてほしい。
- 都市計画課：次回説明させていただく。
- 委員：事後評価番号3 農政 農道整備事業 東八中央東3期での総事業費と費用の関係性と当該路線の総事業費と費用の関係性が整合していないように思われるが、算出の考え方を教えてほしい。
- 委員長：今回の質問については、事務局で一度整理し、次回説明をするということではないか。
- 事務局：承知した。
- 委員長：この事業については、実施と判断してよろしいか。
- 委員：異議なし。